

山形市防災情報DX整備計画策定業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

山形市防災情報DX整備計画策定業務

(2) 業務目的

近年、自然災害が激甚化している状況の中、災害等における一層の市民の安全確保に向けて、DXのテクノロジーの進歩を見据えながら、どのような状況下にあっても途絶することのない通信手段の確保や市民の適切な避難行動を促すことのできる通信環境の整備など、本市に最も適した防災情報収集・伝達媒体の検討が必要である。

また、市民の移動や所在地の情報を確認する手段、情報収集・発信方法の多様化、被害情報の迅速な集約化、業務の簡略化及び効率化並びに災害対策本部の機能強化といった防災情報のDX化が不可欠である。

このような状況を踏まえ、本市の防災情報DX化を計画的に進めるため、「山形市防災情報DX整備計画（以下「整備計画」という。）」の策定を行い、今後の防災情報システム等の計画的な配備を示そうとするものである。

(3) 契約条件等

- ① 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- ② 契約の種類 委託契約
- ③ 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(4) 調査設備及び機材

本業務に必要なと思われる調査設備並びに機材は、受託者の責任で準備すること。なお、市より貸与が必要なものにおいてはその旨を書面にて提出し、協議の上決定する。また、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに市へ返却するものとする。

(5) 諸手続

調査等に必要となる諸手続は受託者が行うものとする。

(6) 損害賠償

本業務の遂行にあたり、第三者の施設などに損傷及び損害を与えた場合には、直ちに市に報告するとともに、受託者の責任において速やかに処理を行うものとする。

(7) その他注意事項

- ・本仕様書に定めのない事項については市及び受託者との間で協議の上、定めるものとする。
- ・市が所有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供するが、市の許可なく第三者に流布してはならない。

2 業務内容

以下の項目について整理、検討し、整備計画を作成すること。

(1) 現状把握と課題の整理

- ・防災情報に係る国、県、他自治体の動向
- ・既存システム（移動系防災行政無線システム、MCA 移動無線システム、衛星携帯電話、情報収集・伝達システム）の有効性
- ・最新の情報通信手段・情報通信機器並びに防災情報システム、映像音響システム、WEB会議システム、高所等カメラシステム、AI 防災チャットボット等のDX化に係る関連技術の有効性

(2) 本市の現状・課題や関連法令等を踏まえた防災情報DX化の基本的な考え方

- ・災害対策本部の運営に係る現況及び課題
- ・システムやネットワーク構成・台数・種類・運用方法に係る現況及び課題
- ・防災情報収集・伝達媒体に係る現況及び課題（技術面、信頼性、安全性など）
- ・関連法令、上位計画、関連施策、社会背景、人口動向、他都市の状況
- ・上記を踏まえた基本理念

(3) 防災情報DX化の具現化に向けた考え方

- ・途絶することのない通信手段の確保
- ・既存システムの更新、廃止等
- ・最新技術の導入による効果（災害対策本部の機能強化、被害情報の集約化など）
- ・適切な避難行動の促進（情報発信、マイタイムラインの作成支援など）
- ・市民への普及策

(4) 防災情報DX整備に向けた設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入、管理の事業手法 想定される事業手法による事業形態、事業期間、概算費用、リスク分担、課題等の総合的な比較評価を踏まえた最適な事業手法

(5) 防災情報DX整備に向けた事業全体のスケジュール

設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入を含めた事業全体のスケジュール

(6) 防災情報DX整備に向けた事業全体の管理計画

- ・設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入、維持管理に関する概算事業費

(7) その他

ア (1)~(6)のほか、必要と認める項目について検討すること。

イ 庁内会議用資料として、検討状況をとりまとめた資料を3回程度作成（作成時期は監督員の指示による）することとし、作成した資料は必要に応じて修正すること。また、令和7年11月30日までに中間報告書を取りまとめること。

イ 事業予定者の決定（令和7年7月上旬予定）から契約締結（令和7年9月下旬予定）までの期間は整備計画策定の準備作業に着手すること。

3 成果品の作成及び提出

(1) 成果品

本業務の成果品は次による。

名称	様式	数量
業務報告書	A 4 判、ファイル綴り	2 部
整備計画		
本編	A 4 判、製本	5 部
概要版	A 3 判両面	5 部
その他資料	A 4 判、ファイル綴り	5 部
電子データ (※)	CD-R 等	1 部

※電子データのファイル形式は山形市との協議により詳細を決定

(2) 成果品の権利

成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として市に帰属するものとし、市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。